

# 外国人児童生徒等における教科用図書の使用上の困難の軽減に関する検討会議

## 報告書(素案)

### 目次

#### はじめに

1. 外国人児童生徒等を取り巻く環境
2. 外国人児童生徒等が教科書使用に当たり抱える困難の状況
3. ICT 教材による外国人児童生徒等の教科書使用時の困難の軽減
  - (1)ICT 教材の活用の可能性
  - (2)ICT教材の活用により期待される効果
  - (3)ICT 教材の使用・導入のための課題・留意点
4. 対応すべき事項

#### 終わりに

## はじめに

- 近年、我が国に在留する外国人が増加していることに併せて、日本語指導が必要な児童生徒数は大幅に増加している。  
文部科学省では、外国人の子供の教育や日本語教育等に係る課題について検討し、新たな時代における共生社会の実現に必要な施策を充実させていくために、「外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム」を設置し、取り組むべき施策について検討を行い、「外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告～日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション～」（令和元年6月）を取りまとめたところ。
- この報告において、教科書等の使用に当たって困難を抱えている外国人児童生徒等が存在する現状に鑑み、当該児童生徒が利用しやすい教材の活用等、ICTを活用した支援体制を整備することとされた。
- この状況を踏まえ、今般、「外国人児童生徒等における教科用図書の使用上の困難の軽減に関する検討会議」を令和元年8月から5回にわたって開催し、障害のある児童生徒のために製作されている音声教材や、今年度より紙の教科書に代えて使用できるようになった学習者用デジタル教科書という、ICTを活用した教材を用いることで、随意のタイミングで教科書の音声情報を入手できること等に着目し、当該ICT教材が外国人児童生徒等の教科書使用上の困難を軽減することに有効であるかどうか、また、実際に活用するために必要な対応や配慮等について、検討を行ったものである。

## 1. 外国人児童生徒等を取り巻く環境

### 【学校現場における外国人児童生徒等の現状】

- 昨今、公立の小学校、中学校、高等学校等における、日本語で日常会話が十分にできない児童生徒、又は日常会話はできても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている日本語の指導が必要な児童生徒は増加傾向にあり、平成 30 年度には 5.1 万人と、平成 20 年度(3.3 万人)から 1.5 倍になっている。
- この日本語の指導が必要な児童生徒のうち、4.1 万人は外国籍であるが、その他の 1.0 万人は日本国籍である。日本国籍であっても、日本語指導が必要な児童生徒は増えており、国籍にかかわらず、サポートすることが必要となっている(本報告においては、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も含めて、「外国人児童生徒等」と記載している。)
- 日本語の指導が必要な児童生徒のうち、329 人は特別支援学校に通っているなど、特別支援教育が必要で、かつ、日本語指導が必要という児童生徒も少なくはなく、そのような二重の困難を抱える児童生徒への支援も必要とされている。
- 外国人児童生徒等の持つ背景は様々であり、例えば母語について、ポルトガル語や中国語、フィリピン語、スペイン語等が多い状況にはあるものの、多様化している  
また、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒が在籍する学校数は 7,852 校(平成 30 年度)と

なっており、全学校数の2割程度ではあるが、その割合は増えている。さらに、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒が在籍する学校のうち、当該児童生徒の在籍人数別に見ると、1人の学校が最も多く 3,144 校となっているが、5人以上在籍している学校も、2,026 校となっており、外国人児童生徒等を受け入れている現場の状況は、学校や地域によって様々である。

- 外国人児童生徒等の滞在の長期化や、日本生まれの外国籍の子供の増加により、その教育課題は、日本語での口頭コミュニケーション力や文化適応のみならず、学力向上や進路選択の問題等も含めた配慮が必要となっている。

#### 【外国人児童生徒等への指導体制】

- 文部科学省においては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の規定に基づく日本語指導に必要な教員定数の着実な改善と、地方公共団体が行う外国人児童生徒等への指導体制の整備等を支援するための施策を実施している。また、日本語指導アドバイザーボードを設置し、外国人児童生徒等の教育に関する施策への助言を求めるとともに、教員研修の講師や指導助言等を行うため、自治体等への派遣も行っている。

- 地方公共団体における取組は様々であるが、例えば、それぞれの実態に応じて、日本語指導を担当する教員、非常勤講師、日本語指導補助者、母語支援員を配置する措置を講じたり、初期適応・学習支援や保護者対象の通訳支援を行ったりしている。

また、来日直後の外国人児童生徒等に対して、週に数日は在籍している一般学級でクラスメイトと交流する時間を設ける等、学校やクラスメイトになじめるよう配慮しながら、学校外での日本語初期指導や学校生活の体験等の取組を行っている場合もある。

さらに、教師等を対象とした研修として、日本語指導の担当者向けの他、校長や日本語指導補助者等向けのものを実施している地方公共団体もある。

- 学校における取組としては、例えば在籍学級では、担任の教師が、個別に学習する時間等を活用し、分からない単語を外国人児童生徒の母語に翻訳する等、必要に応じた支援を行いながら、教科学習のための指導が行われている。

- また、外国人児童生徒等が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるために、在籍学級以外の教室において、日本語指導を担当する教師が取り出しで日本語指導や教科の補習などを行うという、特別な指導も行われている。さらに、平成 26 年度から、特別の教育課程を編成・実施することが可能となった。実施に当たっては、個別の指導計画の作成と評価が必要である。

このような特別な指導等については、日本語の能力が不十分な児童生徒には、基礎的な日本語の習得のための指導を行ったり、生活に必要な言語能力はあっても学習に必要な言語能力がない児童生徒には、教科指導と学習のために必要な日本語の習得のための指導を統合して行ったりする等、個々の児童の実態に応じた指導に努めることとされている。

## 【外国人児童生徒等への日本語指導及び教科指導】

- 特別な教育課程による日本語指導については、児童生徒の発達段階を十分考慮しながら、一人一人に合わせた個別の指導計画を設定し、指導を実施することが重要である。この指導計画の作成に当たっては、「日本語と教科の統合学習」等の5つのプログラムを組み合わせで行っていくこととされている。
- 教科学習については、日常的な会話はある程度できるが、学習活動への参加は難しい児童生徒に対し、日本語指導と教科指導を統合した課程により、日本語で学ぶ力を付けることを目的として開発された「JSL カリキュラム」を踏まえた指導のほか、教科書の内容を分かりやすく書き直したりライト教材による指導等が行われている。また、在籍学級での学習の補習として、国語の音読の練習や、ワークシートや宿題の補助等の活動を行っている。
- また、日本語の力の把握のためには、現在、一対一の会話を通じて教科学習に必要な言語能力を、話す、読む、書く、聴く、の4つの面から把握する「DLA(外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント)」が活用されている。DLA を用いることで、外国人児童生徒の語彙の知識や会話の力に加え、読書力調査として音読の力や読解力を把握することができる。能力の参照枠に照らせば、在籍学級での教科学習のための日本語の力の発達状況を見極められる。

## 2. 外国人児童生徒等が教科書使用に当たり抱える困難

- 外国人児童生徒等については、上記のような取組が行われているところだが、日本語に通じていないこと等に起因して、教科書を使用するに当たり困難は生じている。
- 学校における取り出しの指導は週に数回程度の場合が多く、それ以外は在籍学級で学ぶこととなるため、常に外国人児童生徒等それぞれの日本語能力に配慮した支援を受けながら、授業を受けられるとは限らない。さらに、家庭での学習においても、保護者も日本語に通じておらず、子供の学習をサポートすることが難しく、自習することも困難という場合も多い。
- また、問題なく会話ができているような場合であっても、音と文字を対応させる能力が弱く、文字の読み書きには困難があるといった場合もある。  
また、複数の読み方を持ち、似た形のものも多い漢字については、習得の難易度が高いのみならず、自力で意味を調べることも難しく学習しにくいという観点から、困難を抱える児童生徒も多いと指摘されている。
- 困難の程度についても、決して軽度のものばかりとはいえない。日本語に通じていないために文字の読み書きに問題のある外国人児童生徒等に対して、視線追尾検査や、STRAW、RM、DEM、ATLAN 等の検査により、読みの困難度を調べると、その読みの困難度は、障害により読みが困難な児童生徒と同等若しくはそれ以上であった。  
したがって、障害のある児童生徒同様、日本語に通じないために教科書の使用に困難を抱える児童生徒についても、その困難を解消するための支援が必要であると考えられる。
- 効果的な支援の方法については、対象となる外国人児童生徒等一人一人の状況によって大

きく異なってくる。

例えば、母国で年齢相当の教育を受けており、日本語で理解できなくても母語で思考すれば問題なく学習できる場合は、母語の教材や、母語・日本語の教科用語の対訳集等を活用できる。しかし、来日前に、学校教育を受けた経験がないような場合や、日本で生まれて母語も日本語も十分に習得できていない場合は、やさしい日本語で解説する等、有効な支援は異なる。

○ 教育段階によっても、教科書の使用状況は異なる。

中学校段階では、卒業後の進路を意識した教育が行われるため、小学校段階以上に、日本語指導と教科指導が統合的に行われることが求められており、外国人児童生徒等への指導においても教科書使用のニーズが高い。

さらに、中学校では、教科学習の内容理解が難しくなるため、特別な指導が必要となる教科数も増え、生徒一人一人に応じた支援が一層求められている。

○ また、教科書の音読に当たって困難があると感じられる児童生徒について、具体的にどのような点で困難さを感じるかという点についても、

・ 逐次読み(文字を1字ずつ読む)になってしまう、単語や文節の切れ目が分からないといった読みの基礎的な課題がある一方、

・ 漢字や熟語が読めない、文中の語彙が理解できない、文の内容が理解できないといった教科内容と密接に関わる点もあり、これも児童生徒によって必要な支援は異なる。

○ 以上のように、外国人児童生徒等の教科書使用上の困難軽減のための支援の重要性は高い一方、求められる支援内容は、それぞれの生徒に応じ多岐にわたるものとなっている現状がある。

### 3. ICTを活用した教材による外国人児童生徒等の教科書使用時の困難の軽減

#### (1)ICT 教材の活用の可能性

○ 教科書については、障害のある児童生徒のために作成されている「音声教材」や、教科書に代えて使用できるよう制度化された「学習者用デジタル教科書」といった、ICT を活用した教材が開発・活用されており、障害のある児童生徒の教科書使用を支える等、学びの充実を図っているところ。

○ これらの ICT 教材については、随意的タイミングで教科書の音声情報を入手できるといった機能を持つことから、外国人児童生徒等の教科書使用上の困難の軽減することができる部分があると考えられる。このため、その有効性と、実際に外国人児童生徒等が利用できるようにする場合に必要な対応等について検討していく。

各教材の概要は以下の通り。

#### ①音声教材

##### ● 制度

教科書の使用が困難な、障害のある児童生徒のために製作されている教科用特定図書等

には、拡大教科書や点字教科書に加え、音声教材等がある。この音声教材は、発達障害等により、通常の検定教科書では一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材で、ICT機器を活用して学習する教材である。これらは、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」(以下、「教科書バリアフリー法」、という。)に基づいて、教科書発行者から提供を受けた教科書デジタルデータを活用し、ボランティア団体や大学等が作成している。

文部科学省においては音声教材製作団体に調査研究を委託しており、その成果物である音声教材は、障害のある児童生徒に無償提供されている。

- 機能

音声教材には複数の種類があるが、紙の教科書に対応した合成又は肉声の読み上げにより、音声で教科書の内容を把握することができる。さらに本文等のテキストをICT機器上で表示し、読んでいる箇所をハイライトする機能を持つもの等もあり、使用者の特性に合わせて、使用しやすいものを選択することが可能である。

- 留意点

現行制度において、教科書バリアフリー法上、音声教材は飽くまで障害のある児童生徒が使用するものとなっており、障害のない外国人児童生徒等が使用することはできない。

## ②学習者用デジタル教科書

- 制度

紙の教科書の内容をそのままデジタル化した教材であり、平成 31 年度(令和元年度)より、日本語に通じない児童生徒も含め、教科書を使用して学習することが困難な児童生徒については、教育課程の全部において、紙の教科書に代えて、学習者用デジタル教科書を使用することが可能となった。

- 機能

教科書発行者により異なるが、児童生徒の特性に応じてカスタマイズできる機能も搭載している。

(参考)令和2年度使用小学校用デジタル教科書に搭載予定の機能

機械音声読み上げ(速度調整可能)、ハイライト表示、総ルビ表示、文字の拡大、行間設定、背景色・文字色の変更、フォントの変更等

- 留意点

現行制度では教科書の無償給与の対象外となっており、学習者用デジタル教科書を整備するかどうかについては、教育委員会や学校設置者等が判断することとなっている。

## (2)ICT教材の活用により期待される効果

- 外国人児童生徒等に紙の教科書を使用して指導を行う現場では、外国人児童生徒等の教科書使用上の困難への対応として、

- ・漢字が読めない場合は、個別に読み方を教えたり、手書きで漢字にルビを振ったりする、
- ・文節や単語の切れ目が分からない場合は、読んでいる概要箇所を指で示したりしながら読み上げたり、手書きでその切れ目にスラッシュを入れる
- ・語彙や文章の意味が分からない場合は、やさしい日本語や当該児童生徒の母語で説明する、といった、外国人児童生徒等それぞれに合わせた取組がなされている。

- こうした対応の一部は、音声教材、学習者用デジタル教科書というICTを活用した教材の機能を活用することで、より効果的・効率的な支援とすることができ、学習効果をより一層高めることにもつながると考えられる。
- 例えば、従来は教師が教科書の内容を読み聞かせていた場面で、ICTを活用した教材を使用すれば、児童生徒が、各自任意のタイミングで音声情報を得られるようになる。  
音声情報が得られることは、日本語を読む能力の習得や内容理解に役立つと考えられ、例えば文字の認識とその文字を音声化していくというプロセスに困難を抱える児童生徒であれば、ICTを活用した教材の読み上げ音声で、分からない箇所を何度も繰り返したり、読み上げ速度を調節したりしながら聞き取り、文字との対応関係を学ぶことができるようになる。
- また、児童生徒が一人でも音声情報を得られれば、教師が不在であったり、他の児童生徒に対応していたりする時でも自習できるようになり、1人当たりの学習時間が延びる。また、教師がより効率的に授業を進められるようになることで、より丁寧な指導が可能となる。これにより、外国人児童生徒等の学びを向上させ、学力向上にも資すると考えられる。加えて、一人で教科書が読めるようになった外国人児童生徒等自身の学ぶ意欲が高まることも、同様に学力向上につながると考えられる。
- 教科学習のみならず、日本語の習得という観点からも、児童生徒が毎日継続して学習していくことが特に重要であり、ICT教材を使うことで、誰にも気兼ねすることなく、自分のペースで何度も反復して音声を聞けることは、学習効果が高いと考えられる。
- 上記は音声教材、学習者用デジタル教科書が共通して有する音声読み上げ機能に着目して検討したものであるが、テキストをICT機器上で表示する形式の音声教材や学習者用デジタル教科書であれば、紙の教科書上は手作業で行うルビ振りを、自動で行える機能等により、教師の負担軽減が行える場合もある。  
また、学年相当の教科書の学習に日本語で参加するために必要な、語彙の意味のとらえ方や使う場面に関する知識、技能や、文章の構造、文法面での知識、理解等を養うに当たり、読み上げている箇所をハイライト表示する機能や分かち書き等の機能を活用して指導することも有効と考えられる。
- なお、障害のある外国人児童生徒等の場合には、上記に加え、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された印刷物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」により母語の教科書を音声教材化したデータがオンラインで入手できる場合がある。そのような教材を活用することも考えられるが、その場合は、母語支援員を配置するなど、学校側の体制を整えることにも留意する必要がある。

### (3)ICT 教材の使用・導入のための課題・留意点

- 音声教材、学習者用デジタル教科書という ICT 教材を活用し、音声情報等を容易に入手できるようになること等の有効性は、上記のとおりである。しかし、実際に現場での使用を可能とし、導入を促進するためには、課題がある。
- まず、音声教材について、現行制度では、障害のある児童生徒しか使用できないため、外国人児童生徒等が教科用特定図書音声教材を使用できるよう、制度のあり方を見直すことが不可欠である。
- 次に、学習者用デジタル教科書については現在無償措置されておらず、導入にハードルがある。また、現状では教科書発行者ごとに機能や操作方法が異なることから、採択した教科書によっては、使いたい機能がなかったり、操作しにくかったりする可能性がある。
- さらに、ICT 教材の使用に当たり、ハード面のみならず、周囲の生徒、保護者の理解や、教師へのサポートといった環境整備も必要となる。
- また、ICT 教材を使用して指導するに当たっては、教材の特性を生かすためにも、教師は以下の点について留意・配慮することも必要である。
  - 日本語指導の際に、現場では文字による教育が優先されがちであるが、音による指導も重要であり、ICT教材の活用を進めるとともに、音による指導の重要性も意識する必要があること。
  - 音と文字を同期させて提示することでその対応関係を学ばせるのみならず、漢字や単語の意味を理解し、それを運用する力を高めることが重要であること。
  - 認知的な側面で発達途中にある外国人児童生徒等には、教科等の学習を支える思考力の土台として日本語の力を培う必要があること。
  - 母語と日本語の間における文法の違いや、語の意味範囲の違い、さらには、背景にある文化や社会的状況の違いを考慮すること。

### 4. 対応すべき事項

- 以上のとおり、教科書使用に係る外国人児童生徒等の困難を軽減し、学びを充実させるためには、ICT 教材を活用することが効果的であると考えられるが、実際に現場での活用を進めるには、課題が存在している。

これらの課題を解消するため、国においては、今後、以下の取組を行う必要がある。

#### 【音声教材について】

- 外国人児童生徒等も音声教材を使用できるよう、制度のあり方について早急に見直すこと。
- その上で、音声教材の質の向上に向けて、分かち書き等の読みに困難を抱える児童生徒へ



の支援に有効と考えられる機能について、教科用特定図書等の製作団体等と教科書発行者が連携することで、知見の共有や作業の効率化を図ること。

#### 【学習者用デジタル教科書について】

- 外国人児童生徒等の使用に際する学習者用デジタル教科書の費用負担の在り方について検討すること。
- 特に外国人児童生徒等が活用するに当たっては、分かち書き機能の充実、縦書きと横書きの選択機能の追加や、ビューア等の規格の統一等を促すこと。

#### 【ICT活用の環境整備について】

- 児童生徒を受け入れる学校や周囲の児童生徒からの理解を得られるよう配慮しながら ICT教材の活用を進めていくこと。
- 音声教材や、学習者用デジタル教科書について、外国人児童生徒等を指導する教師に存在が知られていないことも多いため、機器の使用法、教材の活用方法等についても情報発信し、教師が把握できるようにすること。
- 学校の教室、放課後の指導のみならず、家庭での自習にも使用できるよう検討すること。

#### 【指導について】

- ICT教材を使用した指導に当たって留意すべき点等について、教師等に向けた周知を行うこと。
- 上記の対応に加え、将来的には、以下のような外国人児童生徒等に向けた教材の在り方等も含め、外国人児童生徒等の学習を充実させていくために、総合的な支援について検討することも求められる。
- 外国人児童生徒等を対象としたやさしい日本語や母語の教材、図像、図や絵を活用した教材等の普及・活用の促進について。

終わりに

※後に記載